

平成 28 年度発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業報告書（案）

2017.1.31ver.

平成 29 年 3 月

大阪府福祉部障がい福祉室

地域生活支援課

目次

第1 大阪府におけるこれまでの取組と課題

- 1 大阪府における重症心身障がい児者の状況……………1
- 2 大阪府におけるこれまでの取組……………2
- 3 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題……………11

第2 平成28年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の取組

- 1 事業の枠組……………13
- 2 地域ケアシステムの実践～重症心身障がい児支援体制構築等に対する間接的支援……………14
- 3 重症心身障がい児者に関わるコーディネーターの育成……………19
- 4 その他、重症心身障がい児者の地域生活支援体制（地域ケアシステム）の整備を広域的に推進するための取組……………23
- 5 平成28年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施スケジュール……………24

第3 モデル事業の総括と今後の方向性

- 1 モデル事業の総括……………25
- 2 来年度以降の取組の方向～地域ケアシステムの実践強化～……………26

参考資料

- 参考資料 1 在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修周知チラシ
- 参考資料 2 在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修（基本研修）プログラム
- 参考資料 3 在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修（実地研修）プログラム
- 参考資料 4 在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修（基本研修）アンケート
- 参考資料 5 在宅重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修（実地研修）アンケート
- 参考資料 6 障がい福祉サービス等体験会周知チラシ
- 参考資料 7 障がい福祉サービス等体験会プログラム
- 参考資料 8 障がい福祉サービス等体験会アンケート
- 参考資料 9 H27「重症心身障がい児者およびその介護者の実態（アンケート）調査」結果の分析
- 参考資料 10 障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査票
- 参考資料 11 重症心身障がい児者支援マニュアル
- 参考資料 12 重症心身障がい児者のためのガイドブック

第1 大阪府におけるこれまでの取組と課題

1 大阪府における重症心身障がい児者の状況

大阪府では、重症心身障がい児者を、重度の身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）と重度の知的障がい（療育手帳A）が重複している者として定義した。

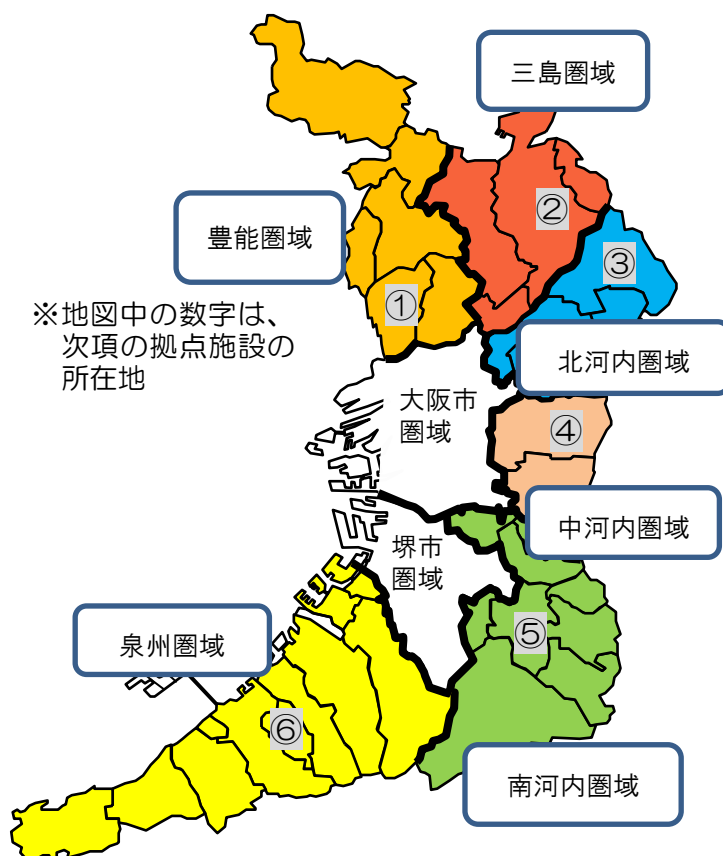
大阪府内における重症心身障がい児者数を調査したところ、平成28年7月1日時点において、8,502人となっており、1年前の調査と比べ218人増加している。年齢別の割合として、18歳未満が約30%、18歳から40歳までが約40%、40歳以上は約30%となっている。

【二次医療圏域ごとの重症心身障がい児者数】

※平成28年7月1日時点

圏域	重症心身障がい児者数
豊能圏域	1,053名
三島圏域	738名
北河内圏域	1,188名
中河内圏域	848名
南河内圏域	552名
泉州圏域	894名
政令市 (大阪市・堺市)	3,229名
大阪府合計	8,502名

【大阪府の二次医療圏域】



【大阪府内の重症心身障がい児者数の経年変化】

年 度	平成24年度	平成27年度	平成28年度
重症心身障がい児者数	7,916名	8,284名	8,502名
対前年比	—	104.6%	102.6%

※平成25年度、26年度は未調査のため、データなし。

2 大阪府におけるこれまでの取組

(1) 平成 22 年度から平成 23 年度までの取組

大阪府における重症心身障がい児者施策は、平成 22 年度より開始した。平成 22 年度から平成 23 年度においては、障がい児並びにご家族が安心して地域生活を送れる環境の整備を目的として、「医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業」を、医療基盤整備の基本となる二次医療圏を単位として展開した。平成 22 年度には北河内圏域・南河内圏域において、平成 23 年度は豊能圏域・三島圏域・中河内圏域・泉州圏域において、重症心身障がい児支援の拠点施設を設置し、各圏域内の市町村が参加する圏域会議と介護職員等へ介護技術の研修を実施した。拠点施設の選定にあたっては、各圏域において重症心身障がい児支援の経験を有する重症心身障がい児施設や病院などを対象とした。

【各圏域の拠点施設（H23～大阪府重症心身障がい児（者）地域生活支援センターとして指定）】

	圏域	法人名	拠点名 (所在市町名)	実施事業種別 (H28 年時点)
①	豊能圏域	社会福祉法人 愛和会	ローズコミュニティ緑地 (豊中市)	居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所・相談支援・就労移行支援・特別養護老人ホーム等
②	三島圏域	社会医療法人 愛仁会	愛仁会リハビリテーション病院 (高槻市)	病院(一部障害者施設等入院基本料算定)・訪問看護・訪問リハビリ等
③	北河内圏域	社会福祉法人 枚方療育園	枚方総合発達医療センター (枚方市)	生活介護・短期入所・療養介護・医療型障がい児入所支援等
④	中河内圏域	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	東大阪市療育センター (東大阪市)	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等
⑤	南河内圏域	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団	四天王寺和らぎ苑 (富田林市)	生活介護・短期入所・療養介護・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型障がい児入所支援等
⑥	泉州圏域	社会福祉法人 弥栄福祉会	くまどり弥栄園 (熊取町)	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・生活介護・短期入所・施設入所支援等

※番号は前項地図中の番号と対応

(2) 平成 24 年度から平成 25 年度までの取組

平成 24 年度に策定した第 4 次大阪府障がい者計画において、大阪府は施策の谷間にあった分野への支援の充実を最重点施策として位置づけ、重症心身障がい児者についても地域で安心して生活を送ることができるよう支援施策の充実を図った。

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、医療と福祉が円滑に連携し、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの構築を目的に、「医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）の地域ケアシステム整備事業」を展開した。

高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にあることから、まず、大阪府障がい者自立支援協議会の部会として『重症心身障がい児（者）地域ケアシステム検討部会』を創設した。重症心身障がい児者の支援のあり方について福祉・医療・学識等の有識者による議論を行い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支えるための取り組むべき課題を下記の 3 点と整理した。

■ ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備

- ・ 当事者を中心としたネットワークを構築し、包括的に支援する機能を整備
- ・ 市町村域を超えた広域的な視野で情報を収集し、当事者にとって身近な場所で、必要な情報を提供する体制づくり

■ 医療と介護の連携強化

- ・ 福祉サービス事業所で実施される医療的ケアをバックアップする医療機関との連携強化
- ・ 医療と介護の互いの課題を共有と強固な地域ケアシステムを構築

■ 障がい福祉サービス等の充実強化

- ・ 医療的ケアに対応できる福祉サービス事業所の充足と地域生活の場を確保

あわせて平成 23 年度までに、二次医療圏域ごとに設置した拠点施設を『大阪府重症心身障がい児（者）地域生活支援センター』として大阪府独自に指定した。また、医療と福祉が連携する地域ケアシステムの構築のため、市町村、保健所、子ども家庭センター（児童相談所）の行政機関が参画し、地域課題を検討する圏域会議を各センターにおいて実施した。さらに、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に福祉サービスを提供できる事業所の拡充を目的として、居宅介護や短期入所事業所等の介護職員等に対して身体介護技術研修を行った。本研修は平成 24 年度の基本研修、平成 25 年度のスキルアップ研修と 2 か年で行い、重症心身障がい児者の特性理解や専門的な身体介護技術の取得を目指した。なお、研修修了者が所属する事業所については、大阪府ホームページで公開し、利用者への周知を図った。

(3) 平成 26 年度から平成 27 年度までの取組

平成 26 年度から各課題の解決に向けて、前年度までに構築した地域ケアシステムを実践する「ケアコーディネート事業」及び医療型短期入所事業所の整備を促進する「医療型短期入所整備促進事業」を開始した。

「ケアコーディネート事業」は、大阪府内の二次医療圏域のうち、医療型障がい児入所施設が 2 施設あり、圏域内の保健所が大阪府所管であることから、南河内圏域においてモデル的に実施した。まず、事業の核として、重症心身障がい児者の支援に関わる医療・福祉・保健・教育などの関係機関が参画する「二次医療圏域ケア連絡会議」を設置した。ケア連絡会議での協議を中心に、重症心身障がい児者の実態調査や、医療的ケアに取り組む事業所向けの相談会、障がい福祉サービス等体験会等の事業を実施し、課題の抽出や障がい福祉サービス事業所の充実・利用促進を図った。抽出された課題をケア連絡会議にフィードバックして、各機関の取り組むべき役割を確認した。

「ケアコーディネート事業」は、平成 27 年度も『平成 27 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業』として、政令市と南河内圏域を除いた大阪府内の二次医療圏域にて実施し、大阪府内において順次、地域ケアシステムの実践を進めた。

平成 27 年度は、平成 26 年度に南河内圏域でモデル的に実施した内容を基本とし、大阪府の二次医療圏域を単位として、豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、泉州圏域の 5 圏域にて実施した。実施にあたっては、ケア連絡会議の運営や一部事業の企画・実施について、各法人が有する専門性を活用し、効率的な事業を実施するため、大阪府が指定した「重症心身障がい児（者）地域生活支援センター」の運営法人に対して事業委託を行った。

①二次医療圏域ケア連絡会議の設置

重症心身障がい児者及びその家族への支援内容は多岐に渡るため、医療・福祉・保健・教育などの様々な支援者が連携する地域ケアシステムを構築の上、支援を実施される必要がある。

そのため医療、福祉、保健、教育などの関係機関が参画し、重症心身障がい児者に対する各機関の取組内容を決定・実践することを目的に、ケアコーディネート事業を実施する5つの二次医療圏域において、二次医療圏域ケア連絡会議を設置し、抽出された課題の解決策・課題を検討した。

平成26年度にモデル事業を実施した南河内圏域については、大阪府事業は平成26年度で終了し、平成27年度以降は市町村が中心となって二次医療圏域ケア連絡会議を継続の上、圏域内の情報共有や各課題の解決に取り組んだ。

【二次医療圏域ケア連絡会議の構成機関】

	豊能圏域	三島圏域	北河内圏域	中河内圏域	南河内圏域	泉州圏域
大阪府福祉部	障がい福祉室地域生活支援課・障がい福祉室生活基盤推進課					
保健所	池田保健所 吹田保健所 豊中市保健所	茨木保健所 高槻市保健所 高槻市子ども保健課	寝屋川保健所 守口保健所 四條畷保健所 枚方市保健所	八尾保健所 東大阪市保健所	富田林保健所 藤井寺保健所	和泉保健所 岸和田保健所 泉佐野保健所
児童相談所	池田子ども家庭センター	吹田子ども家庭センター	中央子ども家庭センター	東大阪子ども家庭センター	富田林子ども家庭センター	岸和田子ども家庭センター
市町村（障がい福祉主管課）（※基幹相談支援センターも随時参加）	豊中市 池田市 吹田市 箕面市 豊能町 能勢町	高槻市(※) 茨木市(※) 摂津市 島本町 ※高槻市・茨木市は児童福祉主管課も参加	守口市 枚方市 寝屋川市 大東市 門真市 四條畷市 交野市	八尾市 柏原市 東大阪市	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村	岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町
市町村医師会	豊中市医師会 池田市医師会 箕面市医師会 吹田市医師会	高槻市医師会 茨木市医師会 摂津市医師会	枚方市医師会 守口市医師会 交野市医師会 大東・四條畷医師会 寝屋川市医師会 門真市医師会	布施医師会 枚岡医師会 河内医師会 八尾市医師会 柏原市医師会	富田林医師会 河内長野市医師会 松原市医師会 羽曳野市医師会 藤井寺市医師会 大阪狭山市医師会	岸和田市医師会 泉大津市医師会 貝塚市医師会 泉佐野泉南医師会 和泉市医師会 高石市医師会
地域病院	市立豊中病院 坂本病院 皐月病院	高槻病院 ほうせんか病院	関西医科大学 総合医療センター － 関西医科大学	東大阪市立総合病院 八尾市立病院	P L病院 阪南中央病院	新仁会病院 和泉市立病院 市立岸和田市民病院

			香里病院 市立ひらかた病院			泉大津市立病院 市立貝塚病院
大阪府 訪問看護 ステーション 協会	訪問看護ステーションC I L 豊中	大阪医科大学 訪問看護ステーション	訪問看護ステーションみなみ	ふれあい訪問看護ステーション	ケア南海株式会社訪問看護ステーション	大阪府済生会泉南訪問看護ステーション
支援学校	箕面支援学校	茨木支援学校	交野支援学校	東大阪支援学校	藤井寺支援学校	岸和田支援学校
医療型 障がい児 入所施設	—	—	枚方総合発達医療センター	—	四天王寺和らぎ苑 すくよか	—
重症心 身障がい 児者地 域生活 支援センター	ローズコミュニティ・緑地	愛仁会リハビリテーション病院	枚方総合発達医療センター	東大阪市療育センター	四天王寺和らぎ苑	くまどり弥栄園

※各構成機関の名称は略称。

②「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」及び「障がい福祉サービス等体験会」の実施

大阪府では平成 22 年度からの圏域会議における情報交換や「大阪府重度障がい者介護手当」受給者アンケート等を通じて、重症心身障がい児者の実態把握に努めてきた。その結果、重症心身障がい児者数や必要とするサービスなどを把握し、平成 26 年度から最も高いニーズである短期入所事業所の整備促進のため、『医療型短期入所整備促進事業』を実施するなど事業に反映してきた経過があった。

しかし、重症心身障がい児者及び介護者の状況やニーズ等については個別性が高く、更なる状況を把握する必要があったと考えられたため、平成 26 年度・平成 27 年度に「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」と「障がい福祉サービス等体験会」等を実施した。

○「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」

大阪府内重症心身障がい児者（政令市を除く）5,010 名（平成 27 年 10 月 1 日時点）を対象に実施した。（回答者数：2,085 名、有効回答率：41.6%）

事前に想定されたように、重症心身障がい児者の介護者の負担は重く、介護者の 7 割以上が「介護負担」を感じており、うち 3 割以上が「介護負担が大きい」と感じていた。特に医療的ケアが必要な介護者の場合、8 割以上が「介護負担」を感じると回答した。介護負担を感じる内容としては、6 割以上の介護者が移動や入浴に関するものであるなど、重症心身障がい児者や介護者の実態について、今後の課題検討に活用できる結果が得られた。

・「重症心身障がい児者及びその介護者の実態調査」の結果（一部）

昨年度のモデル事業において、平成 27 年度「重症心身障がい児者およびその介護者の実態（アンケート）調査 結果報告書」により、報告したが、ここでは、特に「ご本人の状況」及び「ご家族の状況」、「障がい福祉サービス」について、再度掲載する。

ア「ご本人の状況」

年齢については、18 歳以下が約 30%、19 歳～39 歳と 40 歳以上がそれぞれ約 35%、介護保険制度の対象となる 65 歳以上は 4.1%だった。身体障がいの状況として、8 割以上のものに肢体不自由の障がいがある。医療的ケアの状況は、6 割以上が医療的ケアを必要している。なお、服薬管理のみを必要とするものを除いた場合、医療的ケアが必要な割合は 46.7%である。

【年齢の状況】

		全体	6才未満	6歳～12歳	13歳～18歳	19歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	無回答
全体	回答数 (人)	2,085	117	244	228	745	647	85	19
	割合 (%)	100.0	5.6	11.7	10.9	35.7	31.0	4.1	0.9
在宅	回答数 (人)	1,591	108	236	217	623	366	32	9
	割合 (%)	100.0	6.8	14.8	13.6	39.2	23.0	2.0	0.6
施設等	回答数 (人)	464	8	8	10	116	264	53	5
	割合 (%)	100.0	1.7	1.7	2.2	25.0	56.9	11.4	1.1

【身体障がいの状況】

		全体	肢体不自由	内部障害	音声・言語 咀嚼機能	視覚障害	平衡機能 聴覚・	無回答
全体	回答数 (人)	2,085	1,768	204	378	237	209	68
	割合 (%)	100.0	84.8	9.8	18.1	11.4	10.0	3.3
在宅	回答数 (人)	1,591	1,376	165	238	162	150	35
	割合 (%)	100.0	86.5	10.4	15.0	10.2	9.4	2.2
施設等	回答数 (人)	464	372	36	134	74	56	26
	割合 (%)	100.0	80.2	7.8	28.9	15.9	12.1	5.6

【医療的ケアの状況】

		全体	※服薬管理のみ「必要」なものを除く					
			必要	不要	無回答	必要	不要	無回答
全体	回答数 (人)	2,085	1,286	694	105	973	1,007	105
	割合 (%)	100.0	61.7	33.3	5.0	46.7	48.3	5.0
在宅	回答数 (人)	1,591	941	594	56	714	821	56
	割合 (%)	100.0	59.1	37.3	3.5	44.9	51.6	3.5
施設等	回答数 (人)	464	325	94	45	248	171	45
	割合 (%)	100.0	70.0	20.3	9.7	53.4	36.9	9.7

イ「ご家族の状況」

家族における主な介護者は母親が全体の 80%以上を占めており、その他の介護者としては、父親が 50%近い数字となっており、重症心身障がい児者は両親で介護している状況にある。

主な介護者の睡眠状態を確認したところ、約 30%が、「あまり取れていない」・「ほとんど取れていない」と回答し、睡眠時間については 6 時間未満の介護者は 24%である。

介護の負担感については、医療的ケアの有無を問わず 60%以上が介護負担を感じている。医療的ケア（※）が必要な場合、感じている介護負担が「非常に大きい」、「大きい」と回答した割合が高く、介護者の負担が非常に大きいことがうかがえる。※服薬管理を除いて集計

【介護者の状況】

		全体	父	母	祖父母	兄・姉	弟・妹	その他	無回答
主な介護者	回答数 (人)	1,516	58	1,226	2	30	18	10	172
	割合 (%)	100.0	3.8	80.9	0.1	2.0	1.2	0.7	11.3
その他の介護者	回答数 (人)	1,516	683	79	84	149	99	20	674
	割合 (%)	100.0	45.1	5.2	5.5	9.8	6.5	1.3	44.5

【主な介護者の睡眠状態】

	全体	ほとんど取れていない	あまり取れていない	おおむね取れている	十分に取れている	無回答
回答数 (人)	1,591	62	411	783	239	96
割合 (%)	100.0	3.9	25.8	49.2	15.0	6.0

【主な介護者の睡眠時間】

	全体	4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上	無回答
回答数(人)	1,414	25	314	715	265	95
割合(%)	100.0	1.8	22.2	50.6	18.7	6.7

【介護負担の程度】

	全体	負担が非常に大きい	負担が大きい	負担がある	負担はあまりない	介護負担はない	無回答
医療的ケア必要	714	129	194	253	99	17	22
	100.0	18.1	27.2	35.4	13.9	2.4	3.1
医療的ケア不要	821	56	154	325	194	39	53
	100.0	6.8	18.8	39.6	23.6	4.8	6.5

ウ「障がい福祉サービス」

重症心身障がい児者が利用している福祉サービスとしては、短期入所が最も多く、移動支援、生活介護の順となっている。

短期入所・移動支援・放課後デイサービスにおける利用者の課題として、「急な利用ができない」、「希望日に利用できない」、「利用回数が少ない」ことが挙げられ、利用者が希望どおりにサービスを利用できない状況にあると推測される。特に短期入所を利用しない（できない）理由としては、事業所が少ないことや医療的ケアに対応できないことが挙げられている。

【利用しているサービス】

	全体	短期入所	移動支援	生活介護	居宅介護	放課後 デイ	日中一時	自立訓練	訪問入浴	児童発達 支援
回答数(人)	1591	568	536	468	428	312	226	157	93	81
割合(%)	100.0	35.7	33.7	29.4	26.9	19.6	14.2	9.9	5.8	5.1

【短期入所の課題】

	全体	利用希望日に 利用できない	急な利用が できない	サービス事業所 が少ない	利用回数・日時が 少ない	事業所までの 移動
回答数(人)	579	211	189	136	114	72
割合(%)	100.0	36.4	32.6	23.5	19.7	12.4

【短期入所を利用しない理由】

	全体	必要がない	介護者に 抵抗がある	本人に 抵抗がある	事業所が 近くにない	医療的ケアに対 応できない
回答数(人)	786	198	177	160	143	122
割合(%)	100.0	25.2	22.5	20.4	18.2	15.5

【移動支援の課題】

	全体	急な利用が できない	利用希望日に利用で きない	事業者との 調整	利用回数・日時が少な い
回答数(人)	606	95	77	66	65
割合(%)	100.0	15.7	12.7	10.9	10.7

【放課後等デイサービスの課題】

	全体	急な利用が できない	利用回数・日 時が少ない	利用希望日に 利用できない	サービス事業 所が少ない	利用者負担額	医療的ケアに 対応できない
回答数(人)	314	60	48	44	41	41	32
割合(%)	100.0	19.1	15.3	14.0	13.1	13.1	10.2

【訪問入浴の課題】

	全体	利用回数・日 時が少ない	サービス事業 所が少ない	急な利用が できない	事業所との調 整が大変	医療的ケアに 対応できない	利用希望日に 利用できない
回答数(人)	96	15	11	8	7	5	3
割合(%)	100.0	15.6	11.5	8.3	7.3	5.2	3.1

○「障がい福祉サービス等体験会、介護者向け交流会、相談会」

障がい福祉サービスを体験的に利用することで、障がい福祉サービスの利用促進につなげることを目的に、障がい福祉サービスを利用していない重症心身障がい児者を対象とした体験会を実施した。あわせて、介護者の負担軽減、重症心身障がい児者に係る課題の聞き取りを行った。

実施した4圏域の各委託先法人の施設やノウハウを活用して、音楽療法・スヌーズレン体験・ミスト浴、リハビリを実施した。家族以外から支援を受けることで、重症心身障がい児と介護者が障がい福祉サービスの利用のイメージを持っていただき、福祉サービスの利用のきっかけとなるよう心掛けた。

また、重症心身障がい児の介護者向けのメニューとして、介護者同士で支えあえる関係を作れるよう介護者交流会を設定し、お互いの不安や悩みなどを話す時間を設けた圏域や、個別相談ブースで、放課後等デイサービスや短期入所、訪問看護、補装具・日常生活用具の展示などサービスの個別相談を行った圏域もあった。

終了後のアンケートでは「子どもが楽しそうに見えた」「慣れない感覚に子どもは戸惑っていたが、それも良い経験と思う」などの意見があった。また、介護者の交流会についても、「同じような立場の方と話せてよかった」「先輩の意見を聞いて良かった」との意見が多数を占め、体験会に参加した多くの重症心身障がい児や介護者にとって、有益な場となった。

今後の障がい福祉サービス利用についても、「これから障がい福祉サービスを利用したい」との意見が 割近くを占めていたが、その一方で「医療的ケアがあるために障がい福祉サービスを利用できない」という声も多くあり、医療的ケアに対応できるサービス事業所の拡充が課題である。

③「医療的ケア実施相談会（事業所向け）」

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者へのサービス提供する障がい福祉サービス事業所の増加を目的として、医療的ケア実施相談会を二次医療圏域ごとに開催した。

相談会は、大阪府からの講義、支援事例の紹介、医療・福祉機器の展示で構成した。大阪府からは重症心身障がい児者への障がい福祉サービスの提供ができる介護職員の養成を目指して、「在宅重症心身障害児

者支援者育成研修テキスト」等を活用し、重症心身障がい児者の理解を深めるための講義を実施した。あわせて、喀痰吸引等が実施できる事業所の増加を図るため、喀痰吸引等の制度の周知、事務手続き等の説明を行った。

支援事例の紹介については、参加者が医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対する支援イメージを持ち、サービス提供できるようにするため、医療と福祉が連携して支援するケースについて各支援者からの実践報告を行った。当事者家族、訪問看護、居宅介護、生活介護、相談支援、市町村等が、支援の内容や課題、事業所連携体制状況、ニーズ等について、それぞれの立場から説明し、在宅で生活する重症心身障がい児者への支援への必要性を訴え、障がい福祉サービス事業所が充実するよう啓発を行った。

あわせて、人工呼吸器、吸引器、車椅子などの医療・福祉機器を展示し、各機器の製造業者からの説明を実施することで、医療・福祉機器の理解を深め、参加者の資質向上を図った。

受講者アンケートでは、8割以上のもが満足と回答し、「サービス提供の参考となった」「多くの事業所で支える必要性があることもわかり、考えさせられた。」「一事業所として関わっている者として、本人様を中心として全体を見ることができ、自分たちの各個人の課題もみつかった」「今後のサービス提供を検討したい」「制度の疑問が解決した」などの意見があった。

④支援マニュアル・ガイドブックの作成

○「支援マニュアルの作成」

障害者総合支援法上、重症心身障がい児者の援護の実施者は市町村であるが、各市町村における重症心身障がい児者数は少なく、それぞれの個別性も高いため、市町村では支援のノウハウが蓄積されにくい状況にある。

また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の障がい福祉サービス事業所の利用は市町村域内で完結せず、他市町村の障がい福祉サービス事業所を利用することも多い。事業所の情報は WAMNET や市町村のホームページ等で公開されているものの、他市に所在する事業所については、支援に必要となる夜間・深夜の対応や入浴設備などの情報を十分には把握できていない状況にある。

そのため、重症心身障がい児者の支援者向けに、重症心身障がい児者の概況、事業所情報、支援機関情報を掲載した支援者向けの「重症心身障がい児者支援マニュアル」を二次医療圏域ごとに作成し、各支援機関において情報共有を図った。

○「安心ガイドブックの作成」

重症心身障がい児者が受け取る支援については、介護者間の口コミが一番の情報源となっている。口コミは情報の伝達速度が早いものの、不正確な情報が発信されてしまった場合、その情報の訂正は難しいため、重症心身障がい児者に対して正確な情報発信が求められている。

そのため、重症心身障がい児に対する情報入手の支援として「ガイドブック」を作成した。「ガイドブック」には正確な情報を得られる行政機関等へと誘導するため、福祉サービスや手当、トラブル等に関する相談窓口を記載の上、重症心身障がい児者のいる世帯へ送付した。

また、大阪府事業を整理したホームページを作成し、事業内容や医療的ケアに対応できる事業所等の情報を発信した。

⑤「医療型短期入所整備促進事業」

障がい福祉サービス等の充実強化の一環として、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れる短期入所事業所の整備促進を図るため、空床を活用して医療型短期入所事業を実施する病院に対し、大阪府から補助金を交付する事業を平成 26 年度から実施した。平成 26 年度は 3 病院を事業実施機関として選定した。

事業実施機関は平成 27 年度末で、6 病院まで拡大し、利用実績も平成 26 年度のべ 12 日から平成 27 年度のはべ 448 日以上と伸長した。また、先行して事業を実施している大阪市と連携し、担当部局間の情報共有に加え、実施病院間の意見交換会にも参加した。

3 大阪府における重症心身障がい児者の地域支援に係る課題

(1) ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備

重症心身障がい児者の在宅生活において核となる支援者は、生後（入院後）から退院前後においては病院のメディカルソーシャルワーカー、乳幼児期においては保健所や保健センターの保健師、学齢期においては学校の教員、成人期以降は市町村職員や相談支援専門員と、支援される重症心身障がい児者の年齢によって変遷する。支援者が移り変わった場合においても継続した支援を実施するため、支援者がそれぞれの役割を理解した上、必要な情報を共有しながら、一貫した支援を行う体制の構築が必要となる。

大阪府では、これまで「二次医療圏域ケア連絡会議」を設置するなどして、関係機関が相互理解と情報共有を行う協議の場づくりを進めてきたが、ライフステージに応じた一貫した相談体制を実現するためには、個別の支援課題を解決するより実践的なネットワーク構築が求められる。

(2) 医療と介護の連携強化を中心とした他職種連携

府アンケートでは、重症心身障がい児者の約半数は医療的ケアが必要と推計されており、その生活の支援にあたっては医療と介護の連携が不可欠である。

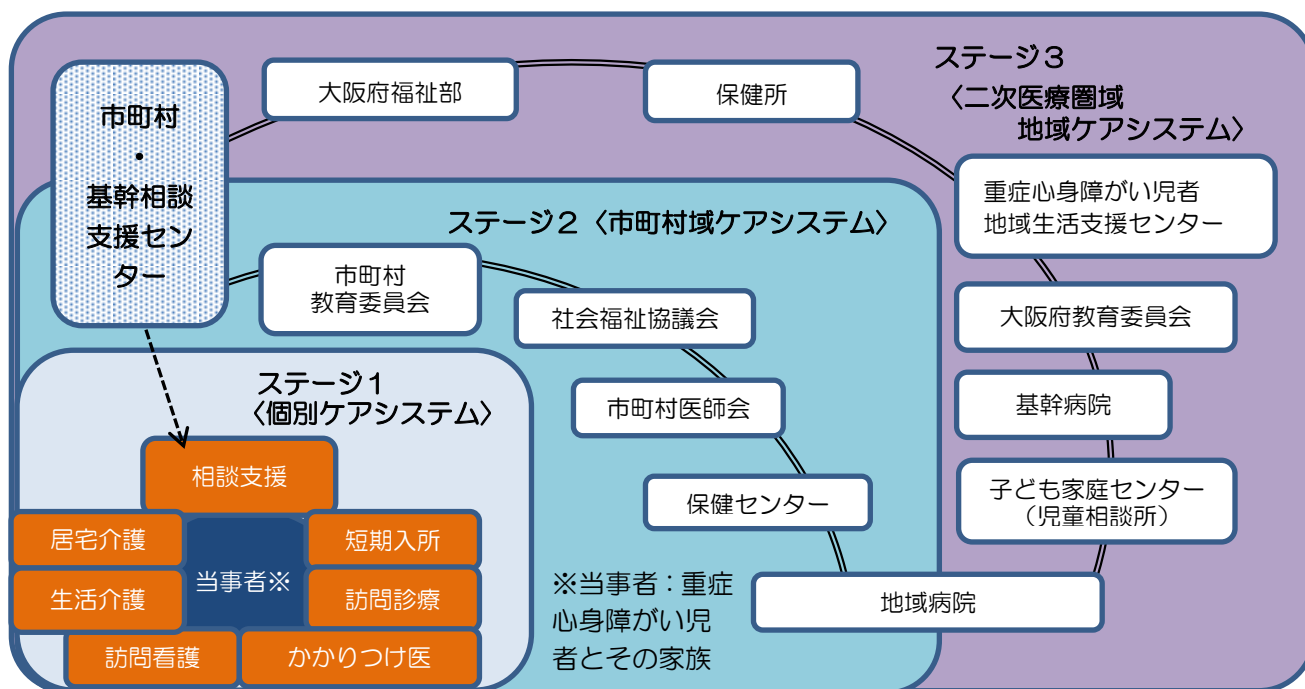
加えて、重症心身障がい児者とその家族の多様かつライフステージに応じて変化するニーズに応えるためには、保健・保育・教育の各支援機関とも連携し、チーム支援体制を整備する必要がある。

(3) 障がい福祉サービス等の充実強化

これまでの取組みを継続、発展させ、喀痰吸引等の特定行為をはじめとして、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応できる福祉サービス事業所をさらに増加させることが必要である。特に、最もニーズが高い短期入所事業所であり、介護負担の高い介護者の負担軽減等のため医療型短期入所事業所の整備促進が一層求められる。

上記の課題を解決するためには、重症心身障がい児者を支援する地域ケアシステムの構築・実践が必要である。府が実現しようと考えている地域ケアシステムは、重症心身障がい児者の直接のサービス提供者のネットワークである個別ケアシステム、市町村域の支援機関ネットワークである市町村域ケアシステム、市町村域を超えた支援機関ネットワークである二次医療圏域ケアシステムの三層構造からなり、援護の実施者である市町村が中心となって、各層の関係機関が連携し、重層的な支援体制を構築するものである。

【地域ケアシステムの完成イメージ図】



【地域ケアシステムの内容】

	実施主体	内容
個別ケアシステム	基幹相談支援センター等	サービスを提供する関係機関が支援方法などの情報共有を行う
市町村域ケアシステム	市町村	援護の実施者である市町村が、福祉サービスの支給決定やサービス等利用計画の策定などを実施するために、重症心身障がい児者とその家族の状況やニーズを把握する
二次医療圏域地域ケアシステム	大阪府 →市町村連合体	市町村域でのケアシステムが十分に機能するために、市町村域を超えて広域的に整備されている医療機関や保健所などの支援機関が専門的な立場から支援を行う

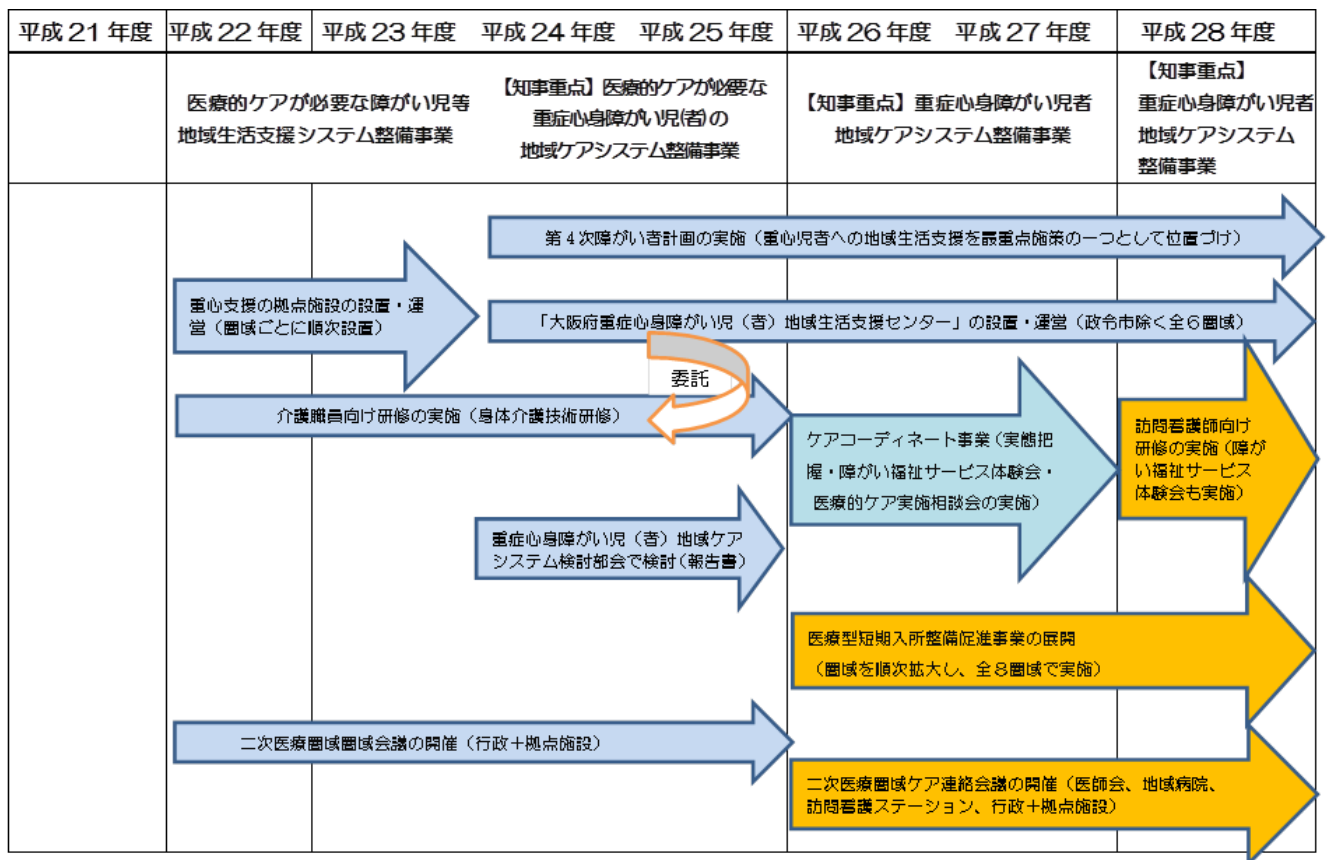
第2 平成28年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の取組

1 事業の枠組

事業の核となる協議の場として、今年度も二次医療圏域ケア連絡会議を設置した。あわせて、昨年度のケア連絡会議で整理した地域ケアシステム実践のために必要な関係機関の役割分担に基づき、大阪府として地域生活支援のための各種取組（障がい福祉サービス等体験会、コーディネーター育成研修、短期入所整備促進、社会資源調査（障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査）、情報発信等）を行った。

また、新たに事業単位での政令市（大阪市・堺市）との連携構築を図り、府内全域のネットワークの構築を目指した。

【参考】平成22年から平成28年までの大阪府福祉部の重症心身障がい児者施策の取組の流れ



（大阪府二次医療圏域ケア連絡会議構成メンバー）

郡市医師会、地域病院、訪問看護ステーション、医療型障がい児入所施設、重症心身障がい児（者）地域生活支援センター、児童相談所、保健所、支援学校、市町村、基幹相談支援センター、大阪府

（スーパーバイザー） 下記22名の者をそれぞれの専門分野のスーパーバイザーとした。

社会福祉法人枚方療育園枚方総合発達医療センター ケースワーカー

社会福祉法人四天王寺福祉事業団四天王寺和らぎ苑 施設長

社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団医療福祉センターすくよか

社会医療法人愛仁会愛仁会リハビリテーション病院部長

大阪府保健所長（府内12か所）、大阪府子ども家庭センター所長（府内6か所）

2 地域ケアシステムの実践～重症心身障がい児支援体制構築等に対する間接的支援

(1) 連携が構築されていない地域への支援（政令市（大阪市・堺市）との連携構築）

広域的支援体制を構築するため、新たに政令市と連携を図り、ネットワークを構築するとともに、重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師研修、障がい福祉サービス等体験会の開催、医療型短期入所整備促進事業等により、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応可能なノウハウの活用を進めた。

協議内容	協議者	日程	場所
大阪府重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業に関する会議	大阪府・大阪市・堺市	平成 28 年 4 月 26 日	大阪市役所
重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修打ち合わせ	大阪府・大阪市 大阪発達総合療育センター	平成 28 年 5 月 9 日	大阪発達総合療育センター
医療型短期入所整備促進事業打ち合わせ	大阪府・堺市	平成 28 年 6 月 15 日	堺市役所
医療型短期入所整備促進事業打ち合わせ	大阪府・大阪市	平成 28 年 9 月 30 日	大阪市役所
大阪市重症心身障がい児者等医療型短期入所事業に関する意見交換会	大阪府・大阪市・堺市 医療型短期入所実施病院	平成 29 年 2 月 17 日	大阪発達総合療育センター

(2) 一定の連携が構築されている地域への支援

引き続き、二次医療圏域ケア連絡会議を開催し、平成 27 年度の実態把握により抽出された課題から、圏域ごとに求められる支援について具体的な検討を行った。また、大阪府として地域生活支援のための障がい福祉サービス等体験会、短期入所整備促進、社会資源調査（障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査）、情報発信等を継続実施した。加えて、新たにコーディネーター育成研修として「重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修」を行った。

(3) 具体的な実施内容

① 大阪府二次医療圏域ケア連絡会議の開催（ネットワークの構築等を目的とした協議の場の設置）

6 圏域で府と市町村障がい福祉担当課とのケア連絡会議運営会議を実施し、ケア連絡会議の在り方や運営方法、地域の課題等について協議を行った。また、うち 4 圏域で行政、郡市医師会、地域病院、訪問看護事業所、特別支援学校等の支援機関が参画するケア連絡会議を開催した。

平成 28 年度のケア連絡会議の開催にあたり、特に工夫した点

【運営形態】

- ・会議を府と市町村の共同運営とする
- ・協議内容について、府と市町村で運営会議を開催して検討することにより、圏域ごとの問題意識に応じた協議議題を設定する

【協議内容・出席者】

- ・より具体的な支援に結びつくよう、個別ケースの検討を協議議題に盛り込むことで会議を充実・発展させる
- ・出席者についても、議題に応じて実務者レベルとするなど柔軟に対応する
- ・災害時の支援の在り方など、当事者・介護者のニーズが高まっていると思われる内容についても協議する

【平成 28 年度二次医療圏域ケア連絡会議等の開催概要】

開催圏域	開催状況
豊能圏域	運営会議…… 3 回開催（6/3、7/25、12/22） ケア連絡会議…… 2 回開催（10/27、2/8）
三島圏域	運営会議…… 3 回開催（5/30、7/8、11/11） ケア連絡会議…… 2 回開催（7/27、1/26）
北河内圏域	運営会議…… 1 回開催（8/31） ケア連絡会議…… 1 回開催（11/9）
中河内圏域	運営会議…… 3 回開催（5/19、7/26、12/20） ケア連絡会議…… 2 回開催（8/25、2/9）
南河内圏域	運営会議…… 1 回開催（5/12）
泉州圏域	運営会議…… 1 回開催（6/30）
全 6 圏域	代表会議…… 1 回開催（11/14）
ケア連絡会議の 構成機関	郡市医師会、地域病院、訪問看護ステーション、特別支援学校、児童相談所、保健所、重症心身障がい児（者）地域生活支援センター、市町村（※基幹相談支援センター含む）、大阪府福祉部
ケア連絡会議の 目的	・ネットワークの構築・維持とさらなる連携体制の強化 ・アンケート結果の詳細な分析に基づく課題共有 ・広域的な視点での情報収集と情報提供
ケア連絡会議の 主な協議内容	・H27「重症心身障がい児者およびその介護者の実態（アンケート）調査」結果の分析 ・各市町及び、府保健所における重症心身障がい児者の支援事例の報告 ・災害時の重症心身障がい児者への支援の取組の報告

②具体的な協議内容

ア アンケートの詳細な分析の実施

平成 27 年度に実施した「重症心身障がい児者およびその介護者の実態（アンケート）調査」の結果報告書をもとに、特に在宅で医療的ケアのある重症心身障がい児者（941 人）に着目して、専門研究員によるクロス集計等を実施し、支援機関が実際の支援の中で感じている内容を「仮説」として、その仮説を検証することを目的とした探索的分析を実施した。（※参考資料 9 参照）

イ 各市町及び、府保健所における重症心身障がい児者の支援事例の報告

三島圏域では、市町からの提案により、重症心身障がい児者の個別ケースの報告を行い、各機関における現状や課題について意見交換・提案を行った。

(協議事例)

(P)

ウ 災害時の重症心身障がい児者への支援の取組の報告

豊能圏域、中河内圏域では、市町からの提案により、熊本地震等近年発生している災害への対応状況について共有するとともに、各支援機関における災害時の重症心身障がい児者への支援の取組について報告を行った。

(P)

【ケア連絡会議での意見】

(関係機関の連携について)

- ・生活介護事業所と支援学校との間で情報の共有がまだ十分でない。災害時などは特に、各支援機関が当事者の情報を共有することが必要。
- ・かかりつけ医と地域病院の連携がなかなか取れていない。限られた先生につなぐ形になっており、より近くの先生につなぐのがベターであるが、情報が入ってこない。
- ・重症心身障がい児、特に医療的ケアが必要な方となると、市町村の中で数が少なくなってくるので、医療機関とどのようにつながるか、保健センター・保健所を通じになるが、どこの市町村も大変苦労している。このケア連絡会議も、情報交換、共有の場ともなっている。昨年度も、会議の委員同士で、個別ケースを紹介して、サービス利用につながったケースがあった。
- ・総合病院と保健所は強いつながりがあり、当該市の保健センターとも年に数回の会議などでつながりが出てきているが、まだ、他市とのつながりはないことが課題となっている。このケア連絡会議も二次医療圏域単位であるが、市域を超えて、隣接のところでも情報を共有していくのが重要であり、システムづくりをしていく必要がある。
- ・ハード面が不足しているという課題もあるが、つながっていないケースも多いのではないかと。アンケートでも福祉サービスを知らない方も多かった。

(コーディネーターの必要性について)

- ・個人のつながりで支援するのは限界がある。コーディネーターが必要。組織間でつながる仕組みが必要。
- ・学校と福祉のつながりがなかなかない。ネットワークの中心が母親になっている。学校も地域のネットワークに入っていく必要がある。誰に頼ればいいのかということもあるので、コーディネーターが必要。
- ・介護保険の地域包括ケアシステムは、ケアマネージャーが中心となり、医療も積極的に関わっている。障がい福祉は、制度上、相談支援事業所・相談支援専門員が該当するが、資格・報酬が脆弱であり、医療でも、限られた方しか関わっていない。

(医療・福祉サービス面等について)

- ・医療的ケアが必要な方の在宅支援に、訪問看護師がもっと活躍出来る。ただ、書類の作成などが多過ぎる。本質的なケアに関わる部分以外は、もっと軽減出来たらと思う。
- ・訪問看護ステーション協会の中の圏域ごとで教育ステーションを決めたり、小児委員会を設置して重症心身障がい

児の研修を行っている。対応可能な訪問看護ステーションも増加している。

- ・重症心身障がい児を診られない医師もおられる。医療的ケアをかなり難しく考え過ぎているところもあるのではないかと。ただ、ここ数年は、研修会などを通して、重症心身障がい児を受けていただける医師も増えてきている。
- ・往診を実施している小児科の先生が非常に少ない。
- ・レスパイト先の不足。重症になればなるほど、利用が難しい。また、医療的ケアのある方も、利用が難しい。
- ・短期入所の受け入れについて、ミスマッチが生じている。問い合わせがあってもなかなか利用につながらない。
- ・支援学校の場合、頻回な吸引が必要など医療的ケアのある方は、通学バスに乗れないという課題がある。
- ・お風呂の負担も大きく、例えば、お風呂のついている放課後等デイサービスは少ない。お風呂の整備の補助金など、自治体のバックアップも必要ではないか。

③障がい福祉サービス等体験会の実施

平成 28 年度は、「3 重症心身障がい児者に関わるコーディネーターの育成」（訪問看護師育成研修）の一環としても位置付け、重症心身障がい児者の福祉サービス利用促進及び訪問看護師に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスに関する知識を習得していただく機会として実施した。

府内 8 圏域のうち 4 圏域で、主に 18 歳未満児を対象に実施した。また、平成 27 年度の参加者からの意見を取り入れ、より多くの重症心身障がい児者及びその介護者にご参加いただくために、希望者に送迎代（福祉タクシー利用料の実費）を助成することとし、移動に関するニーズの把握も行った。

【実施内容】

対象圏域	実施場所	開催日	内容	参加者数
大阪市、堺市	大阪発達総合療育センター	11月26日（土）	親子通園における療育の体験談・通園担当看護師講話	2組
豊能、三島	愛仁会リハビリテーション病院	12月4日（日）	福祉サービスの紹介・体験（ボールプール・スヌーズレン）、相談会	11組
北河内、中河内	枚方総合発達医療センター	11月20日（日）	福祉サービス体験（スヌーズレン・ミスト浴）、介護者同士の交流会、看護師等によるケアの相談	4組
南河内、泉州	四天王寺和らぎ苑	11月19日（土）	福祉サービス体験（遊びの紹介）、福祉機器展示（バギー、入浴補助具）、介護者同士の交流会	13組

障がい福祉サービス等の紹介、ボールプールなどの「あそび」の体験やスヌーズレン、ミスト浴の体験、関係行政機関や事業所がブースを設けた個別相談会、福祉機器の展示、重症心身障がい児の家族の思いを聞き、介護者同士が交流する交流会などを実施した。

参加した重症心身障がい児は、普段、家ではなかなか体験できない遊びに楽しそうな様子で、介護者も今後の在宅生活に参考となる有効情報を得ることができたと好評であった。実際に、施設のショートステイサービスの利用につながったケースもあった。

【体験会後のアンケート（抜粋）】

- ・我流のケアだったものが、看護師さんの説明で見直すチャンスとなりました。オムツのあて方は、参考になった。
- ・色々なご家族の悩みが分って共有できたので、満足した。
- ・地域の違う方々の交流会で、色々なことを聞いて、情報を得ることができるので。年齢の幅があるのも良かった。
- ・色々な相談ができた。わかりにくい制度についても詳しく説明してもらえた。
- ・福祉タクシーを利用出来て良かった。

④医療型短期入所整備促進事業の実施

短期入所サービスのニーズが高く、特に医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応可能な医療型短期入所事業所（医療機関）が少ないことから、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に利用可能な医療型短期入所事業所に対し、対象者の受入実績に応じた補助を行った（平成 26 年度～）。

平成 28 年度は、事業説明用冊子「医療型短期入所整備促進事業」を作成し、実施病院がない圏域を中心に医療機関に対し事業実施を働きかけた。（訪問医療機関 14 か所、検討中医療機関 16 か所（27 訪問機関含む）、問い合わせ 3 か所）。

あわせて、事業所指定済みで受入準備中の医療機関を対象に、実施中の病院の見学及び意見交換を実施するとともに、受入についての課題をヒアリングするなどの支援を行った。また、政令市との連携の取組みとして、下記 3 点の取組を行った。

ア 平成 28 年度から、府が補助対象としている医療機関を利用する大阪市民、堺市民も補助対象とした。

イ 大阪市が実施する短期入所事業実施医療機関の意見交換会に平成 28 年度から正式に参加し（平成 27 年度はオブザーバーとして参加）、大阪市と連携して実施医療機関の支援を行った。

ウ 本事業未実施であった堺市に働きかけ、ノウハウを提供する等して、堺市の事業実施準備を支援した（堺市は平成 29 年度から 2 医療機関で補助事業実施予定。）

【補助事業の概要】

医療機関において高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を短期入所で受け入れた場合に、経費の一部を助成する。

- ・事業主体 : 大阪府（平成 28 年度より、大阪市民・堺市民の利用についても対象）
- ・助成事業所 : 医療機関が実施する医療型短期入所事業所（空床利用型のみ）
※大阪市民・堺市民の利用については当該市を通じて補助
- ・助成額 : 1 日あたり 10,300 円を上限
- ・実施医療機関 : 政令市を含む全 8 圏域中 6 圏域、10 医療機関（平成 29 年 1 月現在。指定済み開設準備中含む）

圏域	法人名	医療機関名
大阪市	宗教法人在日本南プレス日テリアンミッション	淀川キリスト教病院ホスピス・こどもホスピス病院
豊能	医療法人篤友会	坂本病院(※)
		千里山病院(※)
三島	医療法人成和会	ほうせんか病院
北河内	医療法人和敬会	寝屋川南病院
南河内	社会医療法人阪南医療福祉センター	阪南中央病院
	地方独立行政法人大阪府立病院機構	大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター
泉州	特定医療法人新仁会	新仁会病院(※)
	社会医療法人生長会	阪南市民病院
	医療法人誠人会	与田病院(※)

※実施に向け調整中

【医療型短期入所連絡会概要】

主 催：大阪市（委託先：社会福祉法人愛徳福祉会 大阪発達障害総合療育センター）

日 時：平成 29 年 2 月 17 日（金）15:30～17:30

場 所：大阪発達総合療育センター

参加者：大阪府内医療型短期入所実施病院、大阪市、堺市、大阪府

内 容：実施機関同士の意見交換、課題の共有等

(P)

3. 重症心身障がい児者に関わるコーディネーターの育成

(1)現状（課題）

実態調査の結果から、医療的ケアが必要な在宅の重症心身障がい児者の半数以上が訪問看護を利用していない状況にあり、その要因として、重症心身障がい児者の特性や連携する福祉制度を理解した、医療的ケアに対応可能な事業所の不足が挙げられた。あわせて、困りごとなどの相談相手として家族・親戚・知人が大半を占めており、訪問看護事業所が相談先として生かされていない実態が明らかになった。

(2)事業内容

重症心身障がい児者支援のコーディネーターとしては、まず相談支援専門員が考えられる。医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の計画相談等に対応可能な相談支援専門員の育成は急務であり、既に大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて相談支援従事者初任者研修・現任研修を実施し養成を行っている。また、大阪府障がい者自立相談支援センターで独自に相談支援従事者専門コース別研修を実施しており、この中で重症心身障がい児の介護者による講義など、重症心身障がい児者支援に必要な研修も盛り込んでいる。

一方、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の在宅移行当初から関わり、コーディネーター的役割も果たすなど、当事者及び介護者の支援において重要な役割を担っている訪問看護師は依然として不足している。そこで、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者に対応可能な事業所の増加を図ることを目的として、コーディネーター

の役割も果たせる病院・訪問看護ステーション等の訪問看護師等を対象に、コーディネーター育成研修を実施した。

具体的には在宅重症心身障害児者支援者育成研修テキスト等に基づき、訪問看護師等に重症心身障がい児者の特性や福祉サービスなどに関する座学研修と併せて、重症心身障がい児者入所施設における実地研修（一部体験研修）、福祉サービス体験会への参加を通じて、重症心身障がい児者の状態像や必要な医療的ケアについての理解や支援ノウハウを習得できる内容の研修を実施した。

参加者募集 160 名に対し、132 名参加、全ての研修プログラムに参加し終了した方は 101 名と、多くの参加者に対して研修を実施することが出来た。

また、参加者アンケートでも、定期的開催してほしい、今後の訪問の糧になった、コーディネーターとしての役割の重要性を学んだなど高評価で、当初の目的に沿った研修を実施することが出来た。

【目的】

- ・医療的ケアに対応できる介護職員・訪問看護師の不足に対応
- ・訪問看護師に、ネットワーク支援のコーディネーター（つなぎ役）としての役割を期待

【実施体制】

大阪府が独自に指定する「重症心身障がい児（者）地域生活支援センター」など、重症心身障がい児者の拠点施設（又は病院）に委託して実施した。

事業委託先：（研修全体）社会福祉法人枚方療育園 枚方総合発達医療センター
社会福祉法人枚方療育園、社会福祉法人愛徳福祉会 社会福祉枚方療育園、
社会福祉法人愛仁会、社会福祉法人四天王寺福祉事業団）

また、大阪府看護協会及び大阪府訪問看護ステーション協会に、周知を含め事業協力をいただいた。

【研修対象】

大阪府内（政令市を含む）に在住する重症心身障がい児者への支援に関わっている、または、関わる予定がある訪問看護師等（募集人数 160 名/年度）※政令市も含む府内全圏域で実施

【実施内容】

基本研修	・国研修テキスト「在宅重症心身障害児者支援者育成 研修テキスト」を活用
開催日程	1日目 平成28年10月23日(日) 講義 2日目 平成28年10月30日(日) 演習
場 所	大阪府看護協会ナーシングアート大阪2階CDE室
講義プログラム	(1) 重症心身障害とは (2) 重症心身障害と医療 (3) 重症心身障害と制度 (4) 日常生活における支援 (5) 支援の基本的な枠組み (6) 実践報告
演習プログラム	(1) 重症心身障害児者のニーズのアセスメントと支援計画 (2) 地域の支援体制を構築する
実地研修	・4圏域(大阪市、三島、北河内、南河内)に分かれて1日間実施 ・拠点施設での体験実習及び見学 ・重症心身障がい児者向け障がい福祉サービス等体験会・交流会に参加
開催日程	平成28年11月19日(土)
場 所	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺和らぎ苑
開催日程	平成28年11月20日(日)
場 所	社会福祉法人枚方療育園 枚方総合発達医療センター
開催日程	平成28年11月26日(土)
場 所	社会福祉法人愛徳福祉会 大阪発達総合療育センター
開催場所	平成28年12月4日(日)
場 所	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院
プログラム(例)	・施設見学 ・病棟見学 ・呼吸を整えるための実際 人工呼吸器など使用者の実際、姿勢(腹臥位など)、呼吸療法の実際など ・栄養摂取を整えるためのケアの実際 経鼻経管栄養、経鼻経腸栄養、胃瘻、腸瘻などの管理の実際 ・側彎、緊張と姿勢を整えるためのケアの実際(ポジショニング) ・骨折防止のためのケアの実際
参加者	参加者数:132名、 修了者:101名

【アンケート結果まとめ】

＜基本研修について＞

①全体について

- ・定期的に（来年度も）開催してほしい
- ・よい企画であった。構成もしっかりしていた。充実していた。これからの仕事に生かしていける内容だった。新しい学びがあり、有意義だった。役に立った。
- ・小児科の医師の講義内容がとてもよかった。
- ・訪問看護STの方の実際の映像や現場での話、特に「あそび」についての情報提供はとても参考になった。
- ・ワークショップやグループワークなども取り入れて良い情報交換の場になった。
- ・他職種からいろいろな側面で児をとりまく問題点についての話が聞け、今後の訪問の糧となった。
- ・重心児とご家族を看護の立場から地域全体で支えられるようにコーディネーターとしての役割の重要性を学んだ。
- ・訪問看護ステーションをたちあげて、小児分野、訪問も未経験です。正直に言えば、小児重症児の看護を行うことがとてもこわくなりました。疾病、病態、発達など学ぶことがたくさんできました。いつか看れるように頑張ります

※受講した支援学校の看護師からの意見

- ・支援学校で働く基礎が理解できていないと感じていたので今回の研修は役立った。
- ・地域では他職種との連携が重要であり、ネットワーク作りが大切。いろいろな職種が同じ方向を向けるよう、研修をしてほしい。意外と在宅で関わる職種は連携がうまくいくが、教育（学校）との連携はとても難しい。
- ・訪問看護への充実はいろいろ考えられているが支援学校でのNSの役割・責任はとても重いものです。この辺についてもっと全体的に考えてもらえないものだろうか。
- ・最近問題となっている医療的ケアが必要な、なおかつ多動な子どもさんへのサービス提供は特にレスパイトのサービスが難しい。

＜実地研修について＞

- ・重症心身障がい児の家族の思いなど直接聞けてとても参考になった。
- ・施設での実際に行われている支援や看護について具体的に教えて頂き大変分かりやすかった。
- ・児童発達支援について大切なことを知ることができ、又小児の訪問看護についての特徴の知識を得ることができた。
- ・利用者さんがよくレスパイトに行きます。どんなところかなと思っていたので実際に病棟見学できてよかった。
- ・人形を使った吸引、気管カニューレの装着、その他では単なる手技だけでなくコツやポイント、注意点など分った。「実際に起こり得る」という現場の症例から出た説明が大変勉強になりました。
- ・実技を分かりやすく説明してもらい、実技が出来たので多くを学びました。

4. その他、重症心身障害児者の地域支援体制（地域ケアシステム）の整備を広域的に推進するための取組

(1)重症心身障がい児者への情報提供

重症心身障がい児者が受け取る支援については、介護者間の口コミが一番の情報源となっている。口コミは情報の伝達速度が早いものの、不正確な情報が発信されてしまった場合の訂正が難しいため、重症心身障がい児者に対して正確な情報発信が求められている。そのため、重症心身障がい児に対する情報入手の支援として、平成 27 年度に「ガイドブック」を作成した。

平成 28 年度は、「ガイドブック」を最新の状況に時点更新し、あわせて、熊本地震等を受け、災害時に関する社会資源情報を新たに追加して、大阪府のホームページ上に掲載した。

また、各市町村における重症心身障がい児者数は少なく、それぞれの個性性も高いため、市町村では支援のノウハウが蓄積されてにくい状況にあり、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の障がい福祉サービス事業所の利用は市町村域を超えた利用になる場合もあることから、平成 27 年度に重症心身障がい児者の支援者向けに、重症心身障がい児者の概況、事業所情報、支援機関情報を掲載した支援者向けの「重症心身障がい児者支援マニュアル」を二次医療圏域ごとに作成し、支援機関に配布して活用を図った。

平成 28 年度は、事業所情報及び支援機関情報を更新した上、各支援機関が、活用しやすいように、紙媒体に加えて、データでも提供した。

(2)関係機関と連携した情報発信

重症心身障がい児者の現状や必要な支援について、各分野の関係者が理解を深めていくために、関係団体が開催する会議等で大阪府の取組内容等について発信した。

【情報発信を行った会議等一覧】

(※平成 29 年 1 月現在)

開催日	主催	内容
平成 28 年 4 月 8 日	勇美記念財団	第 6 回小児在宅医療推進のための会（大阪分科会）
平成 28 年 6 月 12 日	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウム実行委員会	医療と福祉の連携強化のためのシンポジウムⅢ
平成 28 年 7 月 9 日	大阪府看護協会	在宅における小児の療養支援
平成 28 年 10 月 13 日	一般社団法人 大阪府医師会	小児の在宅医療研修会
平成 28 年 10 月 26 日 ～10 月 28 日	日本公衆衛生学会	第 75 回日本公衆衛生学会総会でブースを設置し、展示
平成 28 年 10 月 29 日	ショートステイ連絡協議会	第 6 回ショートステイ連絡協議会公開講演会
平成 28 年 12 月 13 日	厚生労働省	医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者会議
平成 29 年 1 月 15 日	大阪小児在宅医療連携協議会	第 7 回大阪小児在宅医療を考える会

5. 平成 28 年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施スケジュール

日程	事業実施内容
平成 28 年 4 月	○実施要綱作成
5 月	○第 1 回運営会議（大阪府、三島、中河内、南河内圏域内市町村）
6 月	○第 1 回運営会議（大阪府、豊能、泉州圏域内市町村） ○重症心身障害児者支援体制整備モデル事業採択
7 月	○第 2 回運営会議（大阪府、豊能、三島、中河内圏域内市町） ○第 1 回ケア連絡会議（三島圏域） ○地域生活支援センター（1 委託先団体）との委託契約
8 月	○第 1 回運営会議（大阪府、北河内圏域内市） ○第 1 回ケア連絡会議（北河内、中河内圏域）
9 月	○障がい福祉サービス等体験会の参加者募集開始（北河内・中河内圏域） ○平成 28 年度発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業検討会 第 1 回重症心身障害児者支援体制整備モデル事業検討委員会（ヒアリング） ○地域生活支援センター（3 委託先団体）との委託契約
10 月	○在宅重症心身障がい児者支援者育成研修（訪問看護師向け）（基本研修） ○障がい福祉サービス等体験会の参加者募集開始（大阪市・堺市・豊能・三島・南河内・泉州圏域）
11 月	○在宅重症心身障がい児者支援者育成研修（訪問看護師向け）（実地研修） ○第 3 回運営会議（大阪府、三島圏域内市町） ○第 1 回ケア連絡会議（大阪府、北河内圏域内市） ○府内 6 圏域代表者会議（大阪府、府内 6 圏域代表市）
12 月	○第 3 回運営会議（大阪府、豊能、中河内圏域内市町）
平成 29 年 1 月	○第 2 回ケア連絡会議（三島圏域）
2 月	○第 2 回ケア連絡会議（豊能、中河内圏域） ○平成 28 年度第 2 回重症心身障害児者支援体制整備モデル事業検討委員会
3 月	(P)

第3 モデル事業の総括と今後の方向性

1 モデル事業の総括

(1) ケア連絡会議（協議の場）について

重心児者とご家族が安心して地域で生活できるよう支える仕組みの重要性については各支援機関の意見が一致しており、協議の場の必要性が再確認された。また、会議の成果として、実態調査を通じてのニーズ把握や福祉サービス体験会や交流会などを実施することができた。一方で、「重心児者の医療・福祉サービス利用は、市町村域にとどまらない実態がある」、「個々の市町村単位では対象者が少なく、支援ノウハウが蓄積されにくい」といった課題や、ケア連絡会議の運営について、「個々の当事者支援を検討するなど市町村の支援に直結する具体的議論が難しい」、「重心児者に特化した会議の開催は、市町村域ごとの対象者が多くはないため、行政としては、公費投入に関する費用対効果が高いとはいえない」などの課題があげられた。

(2) コーディネーター育成研修・福祉サービス体験会について

特に医療的ケアへの対応を考慮すると、コーディネーターとして、相談支援専門員だけでなく、重症心身障がい児に対応可能な訪問看護師が、相談支援専門員や他の支援機関とも連携し、重症心身障がい児者及び介護者を支えていくくみが必要と認められることが明らかになった。

また、障がい福祉サービス等体験会は、訪問看護師実地研修と併せて実施することで、訪問看護師にとっては、重症心身障がい児者と直接触れ合える機会となり、当事者にとっては、障がい福祉サービスを実際に体験する機会となった。体験会終了後、具体的にショートステイの利用につながったケースもあった。また、昨年度実施した実態調査でも、サービスを利用していない理由としてサービス提供や内容に関する情報がないと回答した方が一定数おられることから、障がい福祉サービスを知っていただくような取組を今後も検討していく必要がある。

(3) 医療型短期入所整備促進事業について

昨年度実施した実態調査でも、短期入所は、「現在、利用しているサービス」では、在宅の重症心身障がい児者で、35.7%と一番多く（2位は、移動支援（33.7%）、3位は、生活介護（29.4%））、「利用したいが、利用できないサービス」でも、13.3%と一番多い（2位は、移動支援（6.5%）、3位は、共同生活介護（4.7%））。年々実施医療機関数、補助実績は増加しているものの、今後も、人工呼吸器管理等高度な医療的ケアが必要な方を受け入れ可能な事業所の増加に向けた取組を促進していく必要がある。

(4) 情報発信について

重症心身障がい児者の地域生活支援の取組を各分野、特に医療関係者の集まる場で情報発信すること続けてきた結果、事業の認知度が向上し、連携につながった。また、社会資源調査（障がい福祉サービスの状況に関するアンケート調査）については、昨年度実施した、府内6圏域の支援マニュアル、ガイドブックの更新を行い、重症心身障がい児者及び介護者への支援につなげることが出来た。重症心身障がい児者及び介護者への情報発信とあわせて、重症心身障がい児者への理解を深める取組の一環として、支援に係る事業自体の認知度向上を図る必要がある。

(5) 政令市との連携について

これまで事業連携していなかった政令市について、平成28年度は事業単位での連携を実現した。重症心身障がい児者が利用するサービスは広域にわたる可能性があることから、府内全域で地域ケアシステムを構築・実践できるよう、今後も政令市との情報共有・連携を進めていく必要がある。

2 来年度以降の取組の方向性～地域ケアシステムの実践強化～

(1) 重症心身障がい児者を支援する人材育成の継続

重症心身障がい児者に対応可能な訪問看護師育成研修を継続し、重症心身障がい児者を支援するコーディネーター（訪問看護師）育成と訪問看護事業所の増加を目指す。加えて、同研修を医療型短期入所事業所向け研修としても位置付け、重症心身障がい児者の特性の理解や医療と福祉サービスの理解促進による短期入所対応可能看護師の育成を行う。

(2) 重症心身障がい児者の基盤整備の継続・拡充

医療型短期入所整備促進事業を継続し、重症心身障がい児者の短期入所ニーズに応えていく。

(3) 児童福祉法改正に対応した新たな協議の場の検討

これまで実施してきた二次医療圏域ケア連絡会議の成果として、アンケート調査を通じてのニーズ把握や福祉サービス体験会や交流会などを実施することができた。一方で、「重心児者の医療・福祉サービス利用は、市町村域にとどまらない実態がある」、「個々の市町村単位では対象者が少なく、支援ノウハウが蓄積されにくい」といった課題や、ケア連絡会議の運営について、「個々の当事者支援を検討するなど市町村の支援に直結する具体的議論が難しい」、「重心児者に特化した会議の開催は、市町村域ごとの対象者が多くはないため、行政としては、公費投入に関する費用対効果が高いとはいえない」などの課題があげられた。

今年度は、これらの成果・課題も踏まえ、各圏域の実情に応じたものとするため、会議を府と市町村の共同運営とし、その内容を府と市町村で、協議・検討するという方法でケア連絡会議を継続した。あわせて、今後の協議の場の在り方についても、府と市町村との間で協議を重ねてきた。協議の中では、重心児者とご家族が安心して地域で生活できるよう支える仕組みの重要性については意見が一致しているものの、実際の協議の場をどのように運営していくべきかについては、残念ながら意見の一致をみることができなかった。

この間、国においては、いわゆる障害者総合支援法及び児童福祉法の改正があった。特に、昨年6月の児童福祉法改正では、「人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（いわゆる「医療的ケア児」）が「保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる」ことが各地方公共団体の努力義務であると明記された。

こうした現状を受け、大阪府では、現状の二次医療圏域ケア連絡会議は一旦休止し、協議の場の在り方を改めて検討することとした。すでに各市町村では、それぞれの実情に即してさまざまな形で重症心身障がい児者への支援にかかる協議等を進めており、当面は、こちらを引き続き充実・強化していく。

あわせて、大阪府では、広域自治体として、国が現在検討中の「医療的ケア児」支援の方向性を踏まえつつ、「重心児者の実際の事例や課題についての情報を共有する場」、「市町村域における重心児者支援の現状を把握・共有する場」、「支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場」としての協議の場の在り方を、国の動きも注視しながら、検討していく。